

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、さぬき市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道事業）栄町地区）を行うことについて平成22年12月15日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課において平成23年1月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成22年12月24日

香川県知事 浜 田 恵 造